



2025 年 6 月 17 日

各 位

上場会社	東京産業株式会社
代 表 者	代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号	8070 東証プライム)
問合せ先責任者	上席執行役員管理本部長 田中 直之
(TEL	03-5203-7690)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2024 年 4 月 15 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出、並びに決算短信の訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 1,750 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定であります。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書

第 113 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(2) 四半期報告書

第 113 期 第 2 四半期 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

第 113 期 第 3 四半期 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

第 114 期 第 2 四半期 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

第 114 期 第 3 四半期 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(3) 有価証券届出書

2023 年 9 月 1 日提出

2. 今後の見通し

損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以 上